

議案第 34 号

議決第 号

始良市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の件

始良市長等の給与に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年3月17日提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

始良市長等の給与に関する条例（平成22年始良市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の始良市長等の給与に関する条例第2条第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。